

**「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」
に対するコメント**

2018年11月30日
経団連 経済基盤本部

質問1（回答者の属性）

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発の着手の検討において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

（回答）

財務諸表作成者

質問2（金融商品会計基準の改正の意義（第7項））

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考えています。これらの点（我が国の会計基準を高品質なものとする事及び財務諸表の比較可能性を向上させる事）について、ご意見があればお寄せください。

（回答）

- 我が国の会計基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上させるため、金融商品に関する会計基準を改正することに賛成する。
- ただし、改正にあたっては、国際的な整合性を図ることに過度に傾倒した検討にならないよう、留意が必要である。すなわち、修正国際基準にて「削除又は修正」の対象とした「その他包括利益のノンリサイクリング処理」については当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させることから基準に取り入れるべきではない。加えて、IFRS任意適用企業のみならず、日本基準適用企業の実務にも十分配慮し、非上場株式の公正価値測定、税務との関係などの諸論点について、我が国の企業実態に即して検討を進めるべきである。また、投資家に提供する情報の有用性が担保されることを前提に、金融商品の事業上の位置付けや重要性に応じて、簡便な会計処理や開示を容認することについても検討頂きたい。

質問3（プロジェクトにおいて検討する範囲（第8項から第11項））

当委員会は、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置いています。この3つの分野に対して、どのように優先順位をつけるかについて、ご意見があればお寄せください。

（回答）

- 全て同時に開発するのが理想ではあるが、それが困難であれば、常に3分野の関係を意識しつつ、まずは、日本基準と国際基準との差異が大きい「金融商品の分類及び測定」及び「金融資産の減損」の検討を先行して行うことが望ましい。その後にIASBでの動的リスク管理（マクロヘッジ）プロジェクトの状況等も踏まえ、「ヘッジ会計」の検討を行うことが考えられる。
- なお、今回対象とはされていない「金融商品の認識の中止」についても、日本基準の財務構成要素アプローチとIFRSのリスク経済価値アプローチにより、B/Sが大きく異なってくる場合があることから、IFRSを日本基準に取り込んだ場合に考えられる影響を分析し、プロジェクトの範囲に含めるか否か検討することが考えられる。

質問4（その他の関連する事項（第13項から第15項））

会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる次の事項を、その他の関連する事項として参考までに示しています。当該事項について、現時点でご意見があればお寄せください。

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的にIFRSと整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
- (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準を準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか。
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要があるか。

（回答）

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的にIFRSと整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
 - 基本的には、優先的にIFRSと整合性を図ることが望ましい。
 - ただし、米国会計基準を採用する日本企業も一定程度存在することを鑑みれば、IFRSの規定のうち米国会計基準に取り込まれていない規定を、我が国の会計基準に取り込んだ場合の影響分析を実施のうえ、米国会計基準の規定を取り入れることが合理的な項目については、その会計処理を採用することも考えられる。

(2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準を準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか。

- 国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることが望ましい。
- ただし、修正国際基準において「削除または修正」を行った「その他包括利益のノンリサイクリング処理」は言うまでもなく、「非上場株式の取扱い」「減損に関する測定単位」など、日本基準と考え方の差異が大きい部分については、コストとベネフィットのバランスの観点も踏まえ、我が国固有の事情を反映させられるように配慮することが肝要。
- また、金融商品の重要性が低い場合には、比較可能性を損なわせない範囲で簡便な会計処理や開示を容認する等、追加の取扱いを検討して頂きたい。加えて、IFRS 第9号の規定は理解が難しい面もあることから、基準の趣旨を歪めない範囲で極力平易な記載やフローチャートの追加等をご検討頂きたい。

(3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性があるか。

- 基本的には、連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理は一致させるべきである。
- ただし、基準開発にあたっては、個別財務諸表に適用することにより、税法や会社法の観点からマイナスの影響が生じないように、十分に目配りを頂きたい。

質問5（識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点（第18項）を含む。））

当委員会は、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点として、各分野における主要な論点を示したうえで、「別紙 IFRS及び米国会計基準について識別している適用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、仮にIFRS第9号又は米国会計基準の内容を一定の項目に区分し、我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題を分析しています。

「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野において記載した11項目及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。
- (2) 当該項目について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- (3) 各々の項目（特に「各分野における主要な論点」に関連する項目）につい

て、他にコメントはあるか。

(4)11項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

また、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11項目について優先順位をつけるか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類（例えば、株式、債券、貸付金、借入金等）ごとに優先順位をつけるか否かについて、ご意見があればお寄せください。

(回答)

【項目 1】金融資産の分類

- 「金融資産の管理に関する企業の事業モデル」及び「金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性」に基づき、金融資産の分類を行い、測定方法を定めるIFRS第9号の規定方法は、金融資産の分類・測定に当たって企業の恣意性を排除する合理的な規定であることから、我が国の金融商品会計基準に取り込むことは妥当であると考えられるものの、導入した場合に各企業において増加する実務負荷については、十分に分析・検討がなされるべきである。
- なお、IFRSにおいて、一定の分類・測定を行った金融資産を売却する際にリサイクリング処理を認めていない点については、我が国の基本的な考え方と相違が大きく、リサイクリング処理を認めるべきである。
- また、非上場株式について、IFRSのように公正価値を要求することは、コスト・ベネフィットの観点や公正価値の計算の恣意性が発生する可能性がある点を考慮すると、極めて慎重に検討すべきである。資料42項のコメントにおいても、非上場株式の公正価値測定にあたり、恣意性が発生する懸念について言及すべきである。
- 加えて、個々の金融資産の金額の重要性に照らし、重要性の低いものに関しては、取得原価を公正価値とみなす方法も容認されるよう、企業実務に配慮した検討をして頂きたい。

【項目 2】金融負債の分類

- IFRS では、金融負債に公正価値オプションを適用する場合、信用リスクの変動に起因する金額から生じるFVTOCIはリサイクリングが認められないが、これでは純利益の有用性を低下させるため、改正する日本基準では修正国際基準と同様の処理とするべきである。

【項目 4】償却原価

- 償却原価法の適用にあたり、金利調整差額や「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」等が金額的に重要でない場合は、従来の日本基準のように定額法も認めて頂きたい。

【項目 5】その他の分類及び測定に係る項目

- FVTOCI測定 of 債券の為替換算差額は、IFRSと米国基準の会計処理が異なっている。両者の会計処理をともに認めている現行の日本基準を踏襲することも考えられる。
- なお、検討にあたっては、外貨建て金融商品の保有により生じる外国通貨による時価の変動に係る換算差額の会計処理について、根本的な考え方の整理をして頂きたい。すなわち、金融商品の種類（債券か株式かなど）によって、為替換算差額の処理が異なることが、本質的な意味で適切であるのかどうかについて慎重かつ十分に議論すべきである。

【項目 6】予想信用損失の認識

- 我が国の金融資産に係る信用リスク管理は、債務者単位で行うことが一般的であり、企業実務への影響を鑑みれば、個々の金融資産単位での信用リスク管理を一律に求めるのではなく、債務者単位での判定も認めるべきである。
- 特に、一般事業会社においては、取得する金融資産の太宗が定型的かつ反復的に行われる営業取引から生ずる売掛金等であり決済条件等も画一的であるため、金融資産単位での信用リスク管理による運用を行った場合と債務者単位での信用リスク管理による運用を行った場合とで、算出される結果に大きな差はないと考えられる。
- なお、一般事業会社の事業形態においては、必ずしも原則的な予想信用損失モデルでの認識が適しているとは言えないケースも考えられるため、簡便的な手法や現行日本基準における扱い（貸倒引当金）も、予想信用損失の簡便的な手法とみなしてもよいのではないかと。
- また、基準開発にあたっては、米国会計基準が、全期間の予想信用損失モデルを採用している点についても参考とすべきである。

【項目 7】予想信用損失の測定

- IFRS 第 9 号において求められる「合理的で裏づけ可能な将来予測的な情報を使用」とは、報告日において過大なコストや労力を掛けずに合理的に利用可能な情報であり、また、IFRS 第 9 号適用指針において「金融商品の特性に大きな変動がない場合、最善の合理的で裏づけ可能な情報は過去情報である可能性がある」との言及もある。日本基準における貸倒実績率法は、過去の貸倒状況及び信用リスク等の影響を加味した貸倒実績率に基づく測定であり、IFRS 第 9 号が求める「合理的で裏づけ可能な将来予測的な情報」を満たすと考えられ、金融商品の信用リスクなどの状況が大きく変わらない限り、継続して用いることのできる手法と考えられるのではないかと。
- なお、金融検査マニュアルに与える影響や、それが融資を受けている企業に与

える影響（マイナスの影響を含む）についても言及すべきである。

【項目 8】 ヘッジの種類と会計処理

- 振当処理・特例処理は、我が国において金融商品会計が基準化された際、従来の実務に対する配慮から経過措置として「当分の間」容認されている規定である。今回の基準改正にあたっては、当初の基準開発時と比較した場合の環境変化や、容認規定を廃止した場合における企業の経営管理面に与える影響といった視点での分析が必要ではないか。
- なお、振当処理を認めない場合、為替予約等によりヘッジした結果、実質的に為替変動リスクにさらされていない債権・債務についても、期末日レートで評価されて財務諸表に反映されることになる。特に有利子負債については、期末日レートによって見かけの有利子負債が膨らむことにより、企業格付に影響を与えることも想定される。また、本基準改正が大企業のみならず中小規模の企業も含めた、広く一般事業会社において使用されることを鑑みると、実務的な配慮から振当処理・特例処理を認めることも検討すべきと考える。

【項目 9】 ヘッジ手段、【項目 10】 ヘッジ対象

- ヘッジ手段について、適用上の課題として、「実務上困難と考えられる点等は特段ないと考えられる。」とされているが、IFRS と同様の会計処理に変更する場合、一定の実務負担（切り替えの負担を含む）が発生することは念頭におくべきである。

【項目 11】 ヘッジ会計の適格要件

- 予備的に識別された適用上の課題に記載されている「バランス再調整」という用語は、より平易かつわかりやすい表現に変更したうえで基準開発をすべきである。

質問 6（開示）

「別紙 IFRS及び米国会計基準について識別している適用上の課題」の「IV. 開示（表示及び注記事項）」では、IFRSに定められている表示及び注記事項を示しています。

表示及び注記事項は、採用する会計処理と関連するため、個々の会計処理を検討した後で検討することになると考えていますが、現時点でご意見があればお寄せください。

（回答）

- 国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点とすることが望ましい。ただし、IFRS 第 9 号で求められている開示は、他の IFRS の開示と比較してもやや過大であり、特に一般事業会社においては過重なものと考えられる。

このため、これらの開示を日本基準でも求めることはコスト・ベネフィットの観点から適切ではない可能性もある。また、個々の企業において金融商品の重要性は異なることから、全ての企業に開示を画一的に求めるのではなく、重要性が乏しい場合には開示項目の削減・省略を容認する等、柔軟な対応も検討頂きたい（例えば、四半期連結財務諸表における金融商品残高に係る注記の省略など）。

- また、連結財務諸表において開示している場合には、個別財務諸表において開示を省略すべきである。

質問 7（その他）

その他、当委員会による我が国における金融商品に関する会計基準に対する取組みに関して、ご意見があればお寄せください。

（回答）

- 株式配当金は、金融商品実務指針において、原則として配当金を受け取る権利が発生した日の属する事業年度に会計処理するとされているものの、例外的に、支払を受けた日の属する事業年度に認識することも、継続適用を条件として認められている。投資先からの配当時期や金額に関する情報を収集することの実務上の困難性は、今後も状況に変化はないとみられることから、今回の改正にあたっては引き続き従来同様の配慮が必要と考える。したがって、新基準においても当該規定は許容すべきである。
- 会計基準の改正にあたっては、IFRS任意適用企業へのアウトリーチを積極的に行うことが望ましい。IFRS第9号を適用するにあたっての具体的論点が明確となり、我が国の実態に即した基準改正を進めることが可能となるためである。

以 上